

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和2年1月14日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900392号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900085号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和63年3月から平成3年10月まで

A社B支店に宅地建物取引主任者として勤務していた請求期間の厚生年金保険の記録がない。当時のB支店の支店長に、私の厚生年金保険の加入状況を確認したところ、「入っている」との回答を得たので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によれば、請求者は、請求期間のうち、平成2年11月1日から平成3年10月20日までの期間について、A社C支店(雇用保険の事業所名称は「Cテン」)において被保険者となっていることが確認できるところ、請求期間当時、同社B支店は雇用保険の適用事業所となっていたことが確認できず、複数のB支店の厚生年金保険の被保険者がC支店において雇用保険の被保険者となっていることが確認できる上、C支店の当時の支店長は、請求者は同支店では勤務していなかった旨回答していることに加え、請求者はB支店以外では勤務したことはない旨陳述していることから、請求者は、少なくとも当該期間についてはB支店で勤務していたと認められる。

また、A社B支店に勤務していた者の中には、請求者が上記雇用保険の被保険者資格取得年月日より前から同支店に勤務していた旨回答している者もいることから、勤務の始期は特定できないものの、請求者は、上記雇用保険に加入する前にも、同支店に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社B支店は既に厚生年金保険の適用事業所ではない上、同支店の請求期間当時の事業主に照会したところ、A社の給与計算及び支給は支店毎に行っていたと回答しているものの、その具体的な取扱いについては回答を得られず、同社の取締役は、同社は独立採算制のため、社会保険は支店ごとに適用事業所になっており、届出、納付も支店ごとに行ってい

たため支店のことは分からず、関係書類も処分済である旨回答していることから同社B支店における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、請求者は、A社B支店の請求期間当時の支店長から厚生年金保険に加入していたと聞いた旨主張しており、当該支店長も、同支店の取扱いとして全員を厚生年金保険に加入させており、請求者も請求期間は加入していた旨回答しているものの、当該支店長も同支店における厚生年金保険の被保険者記録は平成4年1月5日まで確認できないほか、請求者が同支店において勤務していた者であり、同職種の者として名前を挙げた者についても被保険者記録は確認できない上、同支店に係るオンライン記録において、整理番号に欠番はない。

加えて、請求者は、請求期間に係る給与明細書を保有しておらず、ほかに請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。